

令和 4年 9月20日

事業者殿

押印省略

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会

川崎北支部・川崎南支部共催

粉じん作業特別教育の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、『粉じん障害防止規則』によりますと、事業者は労働者を常時特定粉じん作業に係る業務に就かせるときは、当該労働者に対し『粉じん作業特別教育規定』の定めによる特別の教育が義務づけられています。

じん肺は古くから知られている代表的な職業性疾病であるにもかかわらず、業務上の疾病者数は減少傾向にあるものの依然として多い状態にあり、その現状に呼応して粉じんによる障害を防止する対策として法令が毎年のように改正されています。本年度の全国労働衛生週間実施要綱の中にも粉じん障害防止対策の徹底が要請されており、具体的には平成30年度を初年度とする「第9次粉じん障害防止総合対策」(添付参照)の重点事項の取組みの推進が要請されています。この度その推進活動の一環として、『粉じん作業特別教育』を下記の通り開催いたします。貴事業場並びに関連事業場の対象者等多数受講されますようご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策を講じての開催となりますので、ご理解・ご協力お願いいたします。

◆新型コロナウイルス感染防止対策として(受講生・講師・スタッフ)

- ①非接触型体温計による体温測定
- ②手洗い・消毒の実施
- ③マスク着用
- ④換気
- ⑤机の配置(間隔をあける)等

敬 具

記

1. 日 時 令和 4年11月 7日(月) 10:00~16:30 (受付開始9:30より)

2. 場 所 川崎市教育文化会館6F 大会議室

川崎市川崎区富士見2-1-3 (TEL044-233-6361)

3. 教育内容

午前の部

- (1)作業場の管理
- (2)呼吸用保護具の使用方法

午後の部

- (3)粉じんに係る疾病及び健康管理
- (4)粉じんの発散防止及び作業場の換気方法
- (5)関係法令

4. 定 員 50名(先着順に受付、定員になり次第締切ります。)

5. 受 講 料 1名につき(テキスト代・税込10%)

会 員 ; 6,100円 (当協会ホームページから「Net 申込」の場合、300円安くなります)

非会員 ; 9,200円

※講習会当日欠席及びキャンセルの場合、受講料は返金致しませんのでご了承ください。



6. 申込方法 必ず電話にて事務局（TEL 044-221-9082）へ予約して下さい。

申込みは先着順受付とし、定員になり次第締切とさせていただきます。

予約申込みが済みましたら、申込書を（必要事項を記入）『メール』もしくは『FAX』にてご返信願います。その後、受講料を銀行振込または現金書留でお支払い下さい。

送金期限は11月4日（金）必着。受講料入金後正式受付となります。

★受講票は、『メール』もしくは『FAX』にて事務局より送信いたします。

11月4日（金）までに到着していない場合は、ご連絡ください。

★電話予約をせずに受講料を支払われた場合は、無効となります。ご注意下さい。

〈銀行振込の場合の振込み先〉

横浜銀行 川崎支店 普通口座 1871358

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会 川崎南支部

※振り込み手数料は、貴社にてご負担下さい。

※受講料の領収証は発行いたしませんので、銀行で振込みされた利用明細をご利用下さい。

〈現金書留の場合の郵送宛先〉

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会 川崎南支部 事務局 宛

〒210-0002 川崎市川崎区榎町5-13 小林ビル101

TEL：044-221-9082、 FAX：044-221-9083

※領収証を送付いたしますので、84円切手貼付の返信用封筒をご同封願います。

7. その他

- (1) 期限内に入金が確認できない場合は、キャンセルとなる場合があります。
- (2) 申込書は判読出来ない場合がありますので、楷書でご記入下さい。
- (3) 受講票をEメール送信いたしますので、メールアドレスをお持ちの方は、お書きください。
- (4) 受講票・筆記用具を持参して下さい。
- (5) 講習会場は、準備の都合上 受付時間前には入室できません。
- (6) 講習会の欠席及びキャンセルの連絡は、講習会開催日の4日前15時までにご連絡ください。
それを過ぎてからの欠席及びキャンセルは、受講料の返金はいたしませんので、ご注意ください。
- (7) 会場の周辺は、食事する場所が少ないのでご注意ください。
- (8) 感染防止対策のため、必ずマスクを着用ください。
- (9) **会場周辺及び敷地内は、全面禁煙です。**

以上



※本教育は、川崎北支部・川崎南支部 2支部共催です。
お申込み・お問い合わせ等は、各支部へお願いいたします。

川崎南支部宛 (F A X 044-221-9083)
(Eメール kawaminami1@roaneikyo.or.jp)

粉じん作業特別教育申込書

開催日：令和 4年 11月 7日 (月)
開催場所：川崎市教育文化会館6F大会議室

フリガナ 氏名	生年月日 (西暦)	役職名	

事業所名			
所在地	〒		
連絡担当者氏名		所属	
T E L		F A X	
メールアドレス			
該当する方に○で囲んでください 非会員 会員		(会員番号)	
受講料お支払いについて、下記にご記入願います		該当するところに○で囲んでください	
名分	円を令和 年 月 日	銀行振込 現金書留 各支部持参 (現金)	

ご提出いただいた個人情報については、当支部が責任を持って管理・保管し、本講習の的確な実施のためのみ利用させていただきます。

第9次 粉じん障害防止総合対策について



「粉じん障害防止規則(粉じん則)」が施行された昭和55年と比べ、新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、大幅に減少しています。近年、その数は100人台で推移しており、平成28年は122人となるなど、粉じん障害の防止対策の効果は確実にあがっています。

厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、「第9次粉じん障害防止総合対策(平成30年度～平成34年度)」を策定しました。

事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置を実施しましょう。

第9次粉じん障害防止総合対策の重点事項 (詳細は中面)

1. 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
4. じん肺健康診断の着実な実施
5. 離職後の健康管理の推進
6. その他地域の実情に即した事項
 - ・ アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
 - ・ 金属等の研磨作業

など



事業者が重点的に講ずべき措置の概要

1 岩石・鉱物の研磨作業、又はばり取り作業と、 鉱物等の破砕作業にかかる粉じん障害防止対策

「粉じん則及びじん肺法施行規則」の改正（平成26年7月及び平成29年6月施行）により、屋外での作業を含め、以下の作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を着用させましょう。



<呼吸用保護具の着用が必要な作業>

- ・ 手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業
- ・ 手持式動力工具を用いた鉱物等の破砕作業



2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底しましょう。

特に、一部作業で着用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具の使用に当たっては、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付けを行いましょう。



<ガイドラインの主な内容>

- 換気装置による換気の実施等
- 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施及びその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- コンクリート等を吹き付ける場所における作業等に従事する労働者に対する電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置の実施

3

呼吸用保護具の使用の徹底と適正な使用の推進

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育を行い「保護具着用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換を記録する台帳を整備すること等フィルタ交換の管理

労働者に呼吸用保護具を使用させる際には、適正に着用させましょう。

解体作業等において、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクなどを外させることは認められません。

<電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう>

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体内が陰圧にならないため、防護性能が高く、楽に呼吸できます。このたび新たに、じん肺管理区分が管理2、管理3イの労働者が粉じん作業に従事する場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることが望ましいこととされました。



4

じん肺健康診断の着実な実施

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者¹に義務づけられています。労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を実施しましょう。

また、じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出しましょう。



5

離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分2又は3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。

じん肺は経過が長く長期的な健康管理が重要です。事業者は、離職する方に対して、健康管理手帳制度について周知してください。

詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。



